

静岡市規則第 / 号

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 2 月 6 日

静岡市長

難波喬司

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「認印するとともに、」を削る。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。